

## 令和4年8月に海難審判所で言い渡された裁決23件が、ホームページに掲載されました(令和4年10月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台2、横浜5、神戸5、広島3、門司4、長崎なし、那覇2)	23件 36隻
海難種類(件)	衝突12、衝突(単)4、乗揚3、死傷等2、転覆1、施設等損傷1	計23件
関係船舶(隻)	漁船14、貨物船6、プレジャーボート6、旅客船3、遊漁船3、油送船1、引船1、公用船1、非自航船1 (プレジャーボート:モーターボート3、手漕ぎボート2、水上オートバイ1)	計36隻
死 傷 者(人)	死亡なし、行方不明なし、負傷 20	計20人

上記のうち、横浜地方海難審判所及び広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 京浜港で遊漁船が護岸に衝突した事例

京浜港川崎区で、遊漁船が廃棄物処分場外周の護岸に衝突した

② 音戸ノ瀬戸で貨物船と漁船が曳航するかき養殖筏とが衝突した事例

音戸ノ瀬戸で、南下する貨物船と北上する漁船が曳航するかき養殖筏とが衝突した

海難防止への  
インフォメーション

① 遊漁船A(1.3トン) 護岸衝突事件

(京浜港川崎区で、遊漁船が廃棄物処分場外周の護岸に衝突した)

【海難概要】 夜間、京浜港川崎第1区において、遊漁船A(1.3トン、1人乗組、釣り客3人乗船)は、東京国際空港D滑走路沖合を同滑走路に沿って西進し、釣り場を移動する際、浮島第2期廃棄物処分場の外周の護岸(浮島護岸)に衝突した

【発生日時】令和4年1月29日 04時40分  
【発生場所】京浜港川崎第1区  
【死傷者】負傷4人(船長、釣り客3人)  
【損傷等】A船:船首部外板に亀裂等  
浮島護岸:コンクリート部に擦過傷

(関連情報)

- ・ 船長は、夜間、浮島護岸を視認することができず、護岸上に簡易標識灯が設置されていることは承知していたものの、その**正確な設置位置及び灯質を把握していなかった**
- ・ 平素、船長は、針路をD滑走路中央部南方沖合の釣り場から直接東扇島水路東方沖合の釣り場に向けるか、若しくは、直接同釣り場に向かう針路に比べて**西方寄りに偏位した状態から、一旦、針路を東京湾アクアライン風の塔とENEOS扇島東シーバースの中間付近に向けて南下し、川崎航路第2号灯標を右舷正横に見て右転し、同釣り場に向かっていた**

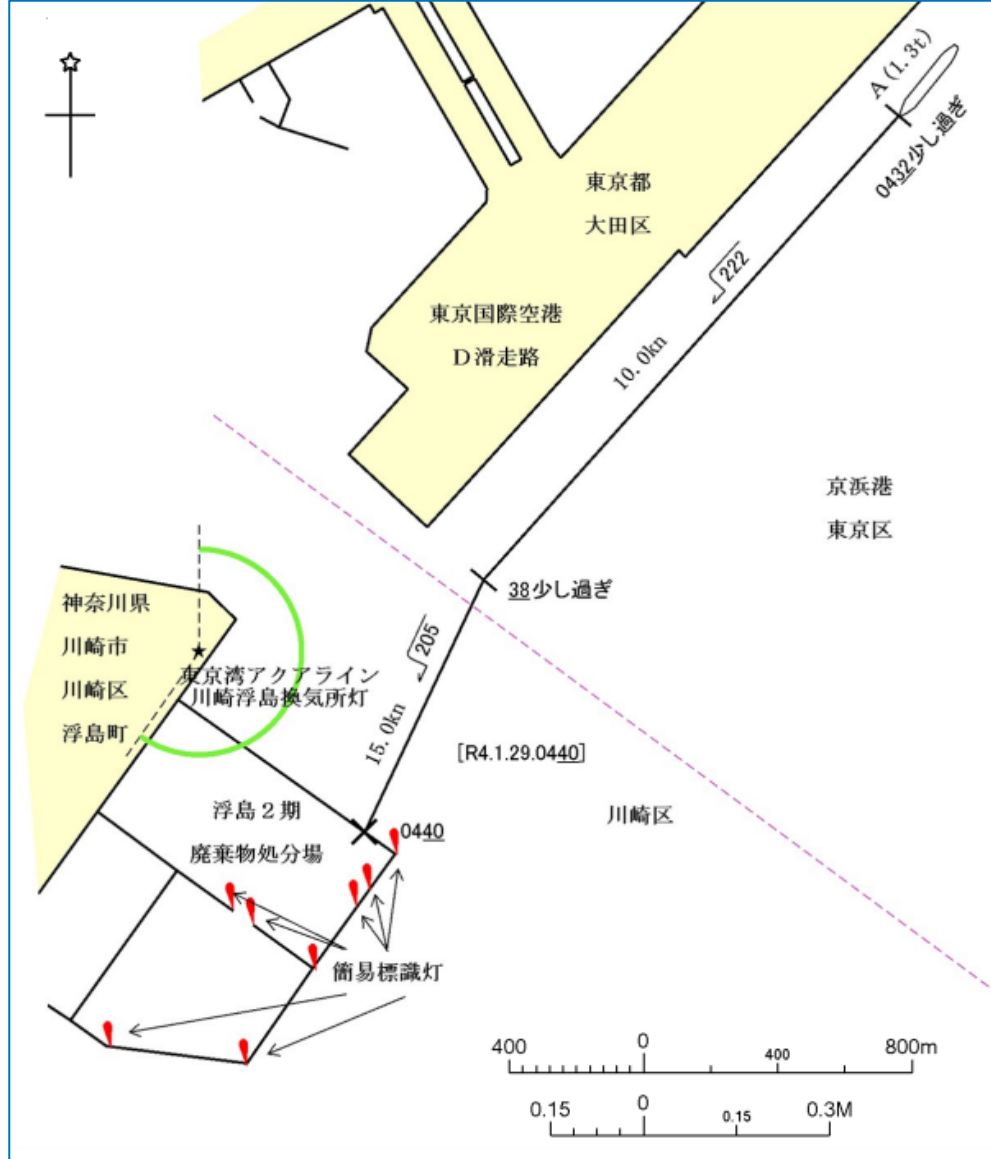
《原因等》 夜間、京浜港川崎第1区において、D滑走路南西端南方沖合から東扇島水路東方沖合の釣り場に移動する際、

◎ **船位の確認が不十分**で、浮島護岸に向首進行した

船長は、GPSプロッターで同護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべきであった

《背景》

・ A船長は、D滑走路南西端との**距離を目測した印象から、西方への偏位が僅かなので、このまま東扇島水路東方沖合の釣り場に向く針路でも京浜港川崎第1区を無難に航過できるものと思った**



[受審人]

(A船) 船長 : 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止

《懲戒》

海難防止への  
インフォメーション

## ② 貨物船A(498トン) 漁船B(12トン)被引かき養殖筏衝突事件

(音戸ノ瀬戸で、南下する貨物船と北上する漁船が曳航するかき養殖筏とが衝突した)

**【海難概要】** 貨物船A(498トン、3人乗組、岩塩1,550トン積載)は、音戸ノ瀬戸を南下中、また、漁船B(12トン、3人乗組)は、2台のかき養殖筏を縦列に連結して一体とした筏(連結筏)を曳航してB船引船列を構成し、同瀬戸を北上中、A船の船首部とB船が曳航する連結筏とが衝突した

**【発生日時】** 令和3年8月20日 10時09分半少し前

**【発生場所】** 音戸ノ瀬戸

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船: 船首部に擦過傷  
B船引船列: 連結筏を構成する竹材の割損等

**(航法の適用)** 海上交通安全法(海交法)第25条及び海上衝突予防法(予防法)第38条、第39条が適用される

- 音戸ノ瀬戸は海交法第25条第2項の規定に基づく経路が指定されており、同条第3項に、できる限り、同経路によって航行しなければならないと定められていることから、**海交法第25条**が適用される
- 互いに、地形により視野が遮られ、衝突の約1分前に視認したときに切迫した衝突の危険がある場合は、**船員の常務として衝突を避けるための措置をとらなければならない**ことから、**予防法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される
- B船引船列は、連結筏が東方に流されることを考慮し、**B船が左側端に寄り、連結筏が右側端に寄せられる態勢で鼻崎西方沖合水域を北上し**、一方、A船は、左側端寄りを北上中の**B船引船列を右舷船首方に視認した**ので、**右側端に寄せられないまま衝突した**ものと考えられることから、当時、**両船が右側端に寄って航行することが安全であり、かつ、実行に適する状況にあったとは認められず**、予防法第9条(狭い水道等)を適用するのは相当でない

**《原因等》** A船: 倉橋島北岸沖合を東行中、音戸ノ瀬戸に向けて南下に転じる際、同瀬戸を十分に見通せる位置に向けなかった

船長は、北口灯浮標に寄せるなど、音戸ノ瀬戸を十分に見通せる位置に向けるべきであった

B船引船列: 音戸ノ瀬戸を北上中、衝突を避けるための措置をとらなかった

船長は、直ちに機関を後進にかけて行きあしを止めるなど、衝突を避けるための措置をとるべきであった

**《背景》** A船長: 音戸ノ瀬戸の通航を終えて三軒屋ノ鼻沖合を北上する旅客船及び貨物船を認めたので、同瀬戸の航行に支障となる他船はいないと思った

B船長: A船が音戸ノ瀬戸北方水域で待機して自船と行き会うことを回避するものと思った



**【受審人】**

(A船) 船長: 三級海技士(航海)

(B船) 船長: 小型船舶操縦士

**《懲戒》**

→ 戒告

→ 戒告